

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第94号 宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を
改正する要綱……………（こども福祉課）…2

公 告

- 公告第48号 情報公開制度の実施状況の公表……（総務課）…2
○公告第49号 個人情報保護制度の運用状況の公表
……………（総務課）…2
○公告第50号 審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表
……………（総務課）…3

公 営 企 業

- 公告第20号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………4
○公告第21号 宇治市排水設備指定工事事業者の指定……………4

正 誤

- 2025年（令和7年）7月4日付け宇治市公報第2533号
……………4

告 示

宇治市告示第94号

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年8月18日

宇治市長 松村 淳子

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する要綱

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成15年宇治市告示第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「			を		
大開育成学級	宇治市広野町大開35番地	100人			

	大開小学校内	
--	--------	--

「

大開育成学級	宇治市広野町大開35番地 大開小学校内	100人
笠取第二育成学級	宇治市炭山直谷31番地 笠取第二小学校内	20人

」

改める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

（揭示済）

公 告

宇治市公告第48号

情報公開制度の実施状況の公表について

宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第23条の規定により、令和6年度における制度の実施状況を次のとおり公表

します。

令和7年9月5日

宇治市長 松村 淳子

令和6年度情報公開制度実施状況

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況					取下げ
		全部公開	部分公開	非公開	うち不存在	うち存否応答拒否	
市 長	138	83	41	10	7	3	4
市長（公営企業）	34	29	2	1	1	0	2
消 防 長	4	1	3	0	0	0	0
教 育 委 員 会	15	11	4	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	191	124	50	11	8	3	6

2 審査請求の状況

単位：件

審査請求件数	処 理 の 状 況					
	却下	棄却	一部認容	認容	審理中	取下げ
2	0	0	0	0	1	1

宇治市公告第49号

個人情報保護制度の運用状況の公表について

宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年宇治市条例第1号）第5条の規定により、令和6年度における制度の運用状

況を次のとおり公表します。

令和7年9月5日

宇治市長 松村 淳子

令和6年度個人情報保護制度運用状況

開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部開示	部分開示	不開示			
				うち 不存在			
市 長	21	7	7	7	5	21	0
市 長（公 営 企 業）	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	1	0	1	0	0	1	0
教 育 委 員 会	1	0	1	0	0	1	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	23	7	9	7	5	23	0

※訂正の請求及び利用停止の請求並びに審査請求はありませんでした。

宇治市公告第50号

審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表について
宇治市審議会等の会議の公開に関する指針第9の規定により、令

和6年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和7年9月5日

宇治市長 松村 淳子

令和6年度審議会等の会議の公開制度運用状況

令和6年度中に、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針の対象となる審議会等は99ありました。
そのうち、会議の公開規定等を定めており会議を公開するものとしている審議会等が62、個人情報等が審議対象となるため性質上公開することができない審議会等が36あります。また、実質休止状態で公開規定等を定めれば公開することができる審議会等が1あります。性質上公開することができない36の審議会等と実質休止状態にある1の審議会等を除いた審議会等の、非公開理由がない会議の公開率は100%となります。
令和6年度に会議を行った審議会等の会議の公開状況等は以下のとおりです。

1. 審議会等の公開状況

設置審議会等数	会議開催審議会等数	内訳	
		公開	非公開
99	68	46	22

公開欄は1回でも会議を公開した審議会等を計上し、非公開欄は全ての会議を非公開とした審議会等を計上しています。

2. 会議の開催状況

開催回数	内訳		
	公開	非公開	傍聴者数
487	83回	404回	71人

非公開とした主な会議は、宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会 32回、宇治市就学支援委員会 18回、介護認定審査会 287回で、いずれも個人情報を取り扱うため会議を非公開としました。

3. 会議の非公開理由

非公開理由	延べ会議回数
情報公開条例第6条第1号（法令秘情報）に該当	4
情報公開条例第6条第2号（個人に関する情報）に該当	386
情報公開条例第6条第3号（法人等に関する情報）に該当	14
情報公開条例第6条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	23
情報公開条例第6条第5号（事務事業に関する情報）に該当	1
情報公開条例第6条第6号（人の生命、身体、財産等に関する情報）に該当	0
情報公開条例第6条第1号から第6号までに該当しないが、会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合	0

1回の会議に複数の非公開理由を適用する場合は重複して計上しています。

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第20号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和7年8月20日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和7年9月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第539号 株式会社中森設備

宇治市上下水道事業公告第21号

宇治市排水設備指定工事事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和7年9月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第400号	株式会社中森設備

正 誤

2025年（令和7年）7月4日付け宇治市公報第2533号中

ページ

欄

行

2

右

上から21行目

誤

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
頼政線	木幡南山15番地の180	前	6 . 0	53 . 5	
	木幡南山15番地の192				
	木幡南山15番地の180	後	7 . 0	53 . 5	
木幡南山15番地の192					

正

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考

3

左

上から1行目

誤

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
頼政線	木幡南山15番地の180	令和7年7月4日
	木幡南山15番地の192	

正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日